

令和6年度 沖縄県優良県産品推奨事業業務委託 企画提案仕様書

1 業務の名称

令和6年度沖縄県優良県産品推奨事業業務委託

2 事業の目的

選定審査会における審査を経て選定された製品を沖縄県優良県産品として推奨し、県産品の販路拡大や、域内経済循環などを通し、沖縄県の稼ぐ力の強化を推進することを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

4 委託業務の内容

(1) 募集に関すること

- ア 沖縄県優良県産品推奨事業について、広く県内の事業者にも周知を図るため、関係団体への協力依頼のほか、SNSをはじめとする各種メディアを活用し、効果的に申請者の募集を行うこと。
- イ 問い合わせ等に対する対応を行うこと。
- ウ 募集期間終了後も、翌年度以降の募集について、事前相談等の対応を行うこと。

(2) 申請受付に関すること

- ア 事業者からの申請書類及び製品の受付を行い、申請書類の不備等について確認を行うこと。
- イ 提出された申請書類及び製品の写真データを整理する等、審査会実施の準備を行うこと。

(3) 委員の選定・委嘱に関すること

- ア 選定審査を適正に行うため、選定審査会の設置及び審査要領を策定すること。
- イ 審査委員は12人程度とし、その選出に当たっては、沖縄県商工労働部グローバルマーケット戦略課と調整の上、行うこと。

(4) 審査会の運営に関すること

ア 事前審査の確認

申請製品が、本事業の目的に沿っているか、事業計画書等により次の点について書類審査を実施する。

- ① 沖縄で製造されているものかどうか。
- ② 販路や売上げの拡大を計画しているかどうか。

イ 一次審査会の実施

マーケットインの観点から、沖縄県優良県産品として客観的に評価される商品力を備えているかという観点から、一次審査を実施する。

審査会の実施に当たっては、会場の選定をはじめ、円滑な審査業務が実施できるよう準備すること。

ウ 最終審査会の実施

一次審査を通過した申請製品について、プレゼンテーションにより最終審査を実施し、審査委員の意見を踏まえ、優良県産品としてふさわしい商品が選定されるよう次の点を参考に審査基準を設け総合的に審査を実施。

審査会の実施に当たっては、会場の選定をはじめ、円滑な審査業務が実施できるよう準備すること。

- ① ターゲット設定は適切かどうか
- ② 県内への経済効果はどうか。
- ③ SDGs の観点から、どの取組を推進するものか。
- ④ プレゼンテーションの訴求力はどうか。

エ 落選製品に関する取り扱いについて

- ① 各審査会において、選出されなかった製品（落選製品）については、落選理由を申請者にフィードバックし、商品の今後の改良等に活用できるような取組とすること。
- ② 小売店等と連携し、必要に応じて商談会を実施するなど、申請者が小売店と直接商談ができる機会を設けること。

(5) 優良県産品 NEXT 部門について

ア 県内のクラウドファンディングを活用し、次年度以降、優良県産品の一般部門及び工業系製品部門への申請につながるような製品化の資金調達のための取組を実施。

イ クラウドファンディングの活用にあたっては、本事業の目的や趣旨に合致するよう、県内事業者等と連携するなどの工夫をすること。

ウ (4)審査会の運営に関する業務と連携して取り組むこと。

(6) ウェブサイトの管理・運用等に関すること

ア 優良県産品の申請や優良県産品の紹介に関するウェブサイトの管理・運用に関すること。

イ その他、本事業のブランディングにつながり、参加者のインセンティブにつながるような施策に関すること。

(7) 優良県産品のプロモーション強化・販路拡大に関すること

選出された優良県産品の県内外への販路拡大を図るため、優良県産品の展示会や小売店等と連携した直接販売型のイベントを実施すること。なお、優良県産品のプロモーションの実施にあたっては、審査委員による意見等を活用し、商品の魅力を伝えること。

ウ 上記ア、イの実施にあたっては、以下の観点も取組へ盛り込むものとする。

① 効果検証

来場者数、購買率、商品別売上額等の調査や、イベント後の取引継続の有無などを把握し、

プロモーション実施の効果について検証を行うこと。

② 優良県産品認定企業へのフィードバック

認定企業を対象とし、本取組で得た検証結果等をフィードバックすることにより販売促進等に繋げること。

(8) 表示や品質に関する法令遵守等のサポート

必要に応じて、法令遵守の観点から次のサポートを行うこと。

ア 最終審査合格製品について、製品表示が食品表示法及び景品表示法等、各法律が定める基準に適合しているか確認し、適合していない場合は、是正のためのサポートを行うこと。

イ 最終審査合格製品について、製造工程及び製造された製品に衛生上の問題がないか確認し、問題がある場合は、是正のためのサポートを行うこと。

ウ 表示や品質に関する法令遵守サポート等に関するセミナーを開催し、ウェブで当該セミナーの動画を公開すること。

5 再委託の制限

(1) 一括再委託の禁止等

受託者は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることができる。

○契約の主たる部分

契約金額の50 %を超える業務

企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

(2) 再委託の相手方の制限

指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で報告し、県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

○その他、簡易な業務

資料の収集・整理、複写・印刷・製本、原稿・データの入力及び集計等

6 報告書の提出

令和6年度沖縄県優良県産品推奨事業報告書 1部

報告書の電子データ（媒体は問わない） 1部

7 報告物に関する留意事項

報告物については、県がオープンデータとして取り扱うことができるよう、次の事項に留意すること。

- (1) 本事業で実施した調査等に係るデータについては、オープンデータを前提として極力構造化することとし、CSV ファイル（文字コード：UTF-8（BOM 無し））も提出すること。（図・表等の集計前のデータを含む。）
- (2) PDF ファイルについては、文字列検索ができるようなデータ形式とすること。また、可能な限り、目次からのジャンプ機能やしおり機能を付加すること。
- (3) 外部から引用したデータが含まれる場合は、その引用元を明確にした上でリンクを設定し、可能な限り、引用元に対して二次利用することを含めて利用許諾を得ること。なお、成果物の著作権及び所有権は、沖縄県に帰属するものとする。ただし、本業務委託にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理すること。

8 その他

- (1) 事業に要した経費の額等を証する書類は全て保管すること。
- (2) 事業完了後に実際に要しなかった経費がある場合は、相当の委託料を減額する。

この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は沖縄県商工労働部グローバルマーケット戦略課と協議の上、その指示に従うこと。